

平成 17 年 11 月 17 日

公認スポーツ指導者各位

社団法人日本ボート協会
普及委員長 渡邊孝憲
担当委員 岡本昌一

平成 17 年度公認スポーツ指導者
ボート義務研修会（関東地区）開催について

平素より当協会の活動に対して格別のご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
ご承知のとおり、今般の（財）日本体育協会による公認指導者制度改定を契機に、日本ボート協会は登録更新に必要な義務研修会の開催を制度化いたしました。
これは、指導現場に役立つ知識の修得、情報交換の場を設け、登録指導者の質的向上を図ることを目的とするもので、資格の登録更新を希望するものは4年の有効期間内に、最低1回の受講若しくは、当該研修会の講師または発表者として参加することを義務付けるものです。
制定後初の当該研修会を、関東地区（山梨県を含む）公認スポーツ指導者の皆様を対象に、平成18年1月7日（土）、別添開催要項のとおり開催いたします。
受講を希望される方は12月2日（金）午後5時までに、当協会事務局へお申し込みください。

〔補足〕新制度への移行期間として、平成20年（2008年）3月31日迄に資格更新をされる方については、当該義務研修会を受講されなくとも、従来どおり（財）日本体育協会、若しくは都道府県体育協会が登録更新の義務研修とみなして開催する、研修会やセミナーを受講されていれば更新できます。それ以降に資格更新を迎えられ更新を希望される方は、日本ボート協会が独自で開催する義務研修と、日本体育協会ならびに都道府県体育協会が資格更新の義務研修とみなして開催する研修会の両方を、4年の有効期間内に最低1回は受講しなければなりません。

別添

- ・平成17年度公認スポーツ指導者ボート義務研修会（関東地区）開催要項
- ・参加申込書